

(3) 経済的支援

子どもを安心して生み育てるためには、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることが重要であることから、児童手当、乳幼児医療費の助成などにより、経済的支援を行います。

また、これらの制度が十分活用されるように、周知を図ります。

① 新生児の誕生に関する経済的支援（出生児祝福金）

新生児が誕生したときに、出生児の父母に対し祝福金を贈り、出産に要する費用の経済的負担を緩和します。

・ 第 1 子 20,000 円 第 2 子 30,000 円 第 3 子以後 100,000 円

② 児童の養育に関する経済的支援（児童手当）

小学校第 3 学年修了前の児童を養育している人に児童手当を支給し、子育てに要する費用の経済的負担を緩和し、子育てを支援します。

ただし、前年の所得が一定額以上の場合には所得制限により支給されません。

③ 医療費の助成

乳幼児医療費助成事業により、子どもの医療に要する費用を助成し、子どもに必要な医療を提供するとともに、経済的負担を緩和します。

また、さまざまな医療費の助成等の制度の活用について、周知を図ります。

・ 乳幼児医療費助成事業

乳幼児の医療に要する費用を助成し、子どもに必要な医療を提供するとともに、経済的負担を緩和します。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、所得制限により支給されません。

< 0 ～ 6 歳未満児 > 医療費の公費負担

・ 育成医療の給付

18 歳未満の肢体不自由、聴覚・音声言語機能障害、または先天性内臓・心臓疾患等の障害のある児童のうち、生活能力を得るために必要な医療が給付されます。

・ 重度心身障害者（児）に対する医療費の助成

重度の心身障害者（児）に対し、医療費の一部を助成します。ただし、支給については、一定の条件があります。

・ 小児慢性特定疾患患者に対する医療の給付

小児の慢性疾患のうち、特定の疾患については、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額になることから、医療費の公費負担が行われています。ただし、平成 17 年度より、所得に応じた自己負担が発生します。